

---

---

# 総 則

---

---

平成30年4月1日改定

## 1. 競技者登録について

この要綱に記載の競技会に出場する競技者及びチームは、全て(財)日本水泳連盟の競技者登録及び団体登録を完了している者に限る。但し、下記「除外大会」に記述ある大会についてはその限りではない。また、WEB-SWMSYSの「競技者エントリー用登録」で登録された選手のエントリーはできない。(エントリーされた場合は削除する。)

※競技者登録を抹消された者は、全ての公式競技会・公認競技会に出場することが出来ない。

※除外大会：

姫路市小学校水泳大会

国民皆泳姫路地区大会

中播地区中学校水泳競技大会

姫路市中学校総合体育大会水泳競技

## 2. 競技会参加資格と標準〔出場制限〕記録について

この要項に記載の競技会には、それぞれ参加資格の制限があり、出場制限記録も定められる。(記録とは、各種目・距離とリレー・メドレーリレーの第1泳者正式時間及び1500m自由形の800mにおける正式時間を含む)各所属のコーチ・監督は厳守のこと。

## 3. 競技会の参加申込みについて

各競技会における申込規定を参照の上、申込書類の記入事項に誤りのないことに留意し、競技会ごとの方法に従って申込みを行うこと。

## 4. 不行跡行為等の制裁について

故意に競技の進行を妨げたり、大会の品位を著しく傷つけたりする行為等に対しては、その行為者及び所属チームを含め制裁を科することがある。

## 5. 商標使用の規制について

本協会では選手や役員のみなさんが宣伝・広告の媒体とならないように競技場の「アリーナ」内で着たり、持ち込んだりするもの、たとえば水着やシャツ、トレーニングウェア、バッグなどのマークなどについて次のように制限をしています。よく読んで必ず守ってください。

### 1 ついていてもよいもの

- (1) 自分の氏名、エントリーした所属(チーム・学校・クラブ等)の名称やマーク。
- (2) 国旗・国または地域の名称(自国でなくてもよい)、都道府県や市町村の名称やマーク。
- (3) 公式競技会および公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの。
- (4) 水着・ウェア等のメーカーロゴ・マーク。
- (5) 事前に届出承認がされている、スポンサーロゴ。

### 2 それぞれの大きさと数

それぞれの大きさ(サイズ)は着用前の面積とします。採寸方法は正方形または長方形とみなし、縦×横で面積を求めます。それぞれの面積は最大を示し、その範囲内であれば大きさに規定はありません。

マークの種類/用途	水着についてよい大きさと数	ウェアについてよい大きさと数	その他のものについてよい大きさと数
自分の氏名、エントリーした所属の名称・マーク、国旗・国または地域等の名称やマーク、公式・公認競技会のマークや本連盟が認めたもの	競泳は50cm <sup>2</sup> 以内で1カ所。競泳以外の競技は大きさに制限はなし。	大きさに制限はなし。	大きさに制限はなし。
メーカーのロゴ・マーク	メーカーロゴまたはマークは30cm <sup>2</sup> 以内で1カ所。(注1)	メーカーロゴは40cm <sup>2</sup> 以内で1カ所。マークは20cm <sup>2</sup> 以内であれば、いくつついていてもよい。	メーカーロゴは20cm <sup>2</sup> 以内で1カ所。マークは20cm <sup>2</sup> 以内であれば、いくつついていてもよい。
事前承認されたスポンサーロゴ	30cm <sup>2</sup> 以内で1カ所。	40cm <sup>2</sup> 以内で1カ所。	20cm <sup>2</sup> 以内で1カ所。

注1 ワンピース水着の場合は、ウエストより上に1つウエストより下に1つ許され、ツーピース水着の場合は、上部に1つ下部に1つが許される。ただし、これらの商標名は相互に隣接して置くことはできない。

## 6. 水着の取扱いについて

日本水泳連盟並びに加盟団体が主催する競技会(公式競技会)と公認された競技会(公認競技会)の競泳競技において、着用できる水着は下記の通りです。

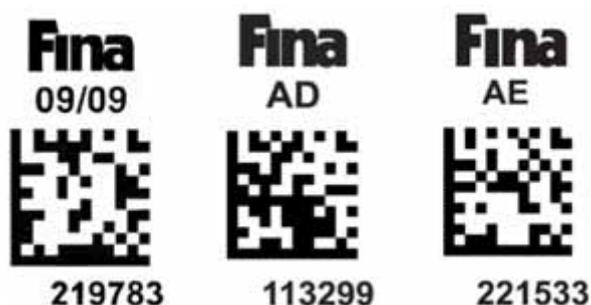
1 FINAの公認した水着を着用すること。

※規定に外れる水着を着用して泳いだ場合の記録は、各公式・公認競技において参考記録扱いとなり、決勝への出場および全国大会や国際大会の標準突破記録として認められず、日本水泳連盟のランキングにも反映されません。

2 着用できる水着は1枚のみとし、水着の重ね着は禁止する。

3 水着へのテーピングおよび2次加工は禁止する。

※水着の重ね着、水着へのテーピングおよび2次加工の規定に違反した場合は失格となります。



## 7. 「競技者手帳」の公認記録認定について

(財)日本水泳連盟「水泳資格表」の5級以上は各競技会の「認定員(上級認定員)」が、4級以下は各所属の「初級認定員」が認定を行う。

## 8. 結果公開について

すべての大会の競技結果は、競技者本人(未成年の場合は保護者)の申出が無い限り、兵庫県水泳連盟、日本水泳連盟のホームページに掲載(公開)される。掲載(公開)を希望しない競技者は大会当日競技者本人(未成年の場合は保護者)が本部までその旨を知らせること。